

厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の 一部を改正する省令の概要

第1 概要

1 厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号）の一部改正関係

複数事業主が厚生年金基金（以下「基金」という。）を設立する場合であって、人数要件を単独事業主が設立する場合と同じ1,000人とする場合の具体的要件（資本関係を有すること又は人的関係が緊密であること）を定める。（第2条関係）

解散をしようとする日において年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回っていると見込まれる基金（特定基金）が厚生労働大臣に責任準備金相当額の減額の申出をする際に必要な書類を定める。（第81条関係）

厚生年金基金令において、「当該基金の掛金水準（基金の加入員の標準報酬月額総額に対する掛金の総額の比率）が平成14年度における全基金の平均的な掛金水準を超えていること」が、特定基金に責任準備金相当額の減額を認めるための要件の一つとされているが、「当該基金の掛金水準」の具体的な計算方法を定める。（第82条関係）

の要件のうち、平成14年度における全基金の平均的な掛金水準を1,000分の64と定める。（第83条関係）

特定基金が責任準備金相当額の納付に関する計画(納付計画)の承認の申請を行う際に必要な書類及び当該納付計画に記載すべき事項を定める。(第84条関係)

特定基金から申請された納付計画を厚生労働大臣が承認する際の要件を具体的に定める(現有資産を解散時にすべて納付すること、猶予を受けた額を原則として年4回以上、定期的に納付すること等)。(第85条関係)

特定基金が納付計画の変更の承認の申請を行うために必要な書類(変更の内容及び理由を記載した申請書及び変更後の納付計画)を定める。(第86条関係)

2 附則

厚生年金基金令において、責任準備金相当額が過去期間代行給付現価の1.5倍を上回った場合に代行保険料率の算定で調整を行うこととされているが、この場合の代行保険料率の算定基準日や算定の基礎となる事項等を定める。(第2条関係)

| | |--------| | 第2 施行日 | |--------|

平成17年4月1日